

○小諸市市民交流センター条例

平成27年3月25日

条例第12号

改正 平成28年3月18日条例第11号

平成30年6月29日条例第23号

令和元年6月28日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、小諸市市民交流センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 小諸市市民交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小諸市市民交流センター	小諸市相生町三丁目3番3号

(管理運営)

第3条 小諸市市民交流センター（以下「交流センター」という。）の管理運営は、小諸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこれを行う。

(使用許可)

第4条 交流センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に当たり、交流センターの管理上必要な条件を付すことができる。

(入館及び使用の制限)

第5条 教育委員会は、交流センターを使用しようとする者その他入館者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交流センターへの入館を拒み、又は前条の許可をしないものとする。

- (1) 公益又は公安を害し、風俗をみだすおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) 小諸市暴力団排除条例（平成23年小諸市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団の利益になるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、第4条の許可を受けて交流センターを使用する者（以下「使用者」という。）その他入館者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の許可を取り消し、若しくはその使用を停止させ、又は退館を命ずることができる。この場合において、使用者その他入館者に生じた損害に対しては、教育委員会はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、使用の許可を受けたとき。
- (3) 災害又は管理上、やむを得ない理由により、特に必要があると認めたとき。
- (4) 前3号に掲げるほか、交流センターの管理上支障があると教育委員会が認めたとき。

(使用料)

第7条 交流センターを使用しようとする者は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとし、使用許可を受けるときに納付をしなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、使用時間の延長について、管理上支障がない場合に限り、1時間未満の延長を許可するものとし、別表第1中、午後1時から午後5時までの区分に対する使用料に100分の25を乗じて得た額をそれぞれ加算して徴収する。ただし、当該額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、全部又は一部を還付することができる。

(原状の回復)

第10条 使用者その他入館者は、交流センターの使用が終了したとき、又は使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止させられたときは、直ちに附属設備、備品等を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者その他入館者は、その責めに帰すべき理由により、施設等を破損し、汚損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以降の使用に係る許可その他この条例を施行するために必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

附 則 (平成28年3月18日条例第11号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月29日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の小諸市市民交流センター条例の規定に基づいて使用許可を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年6月28日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以降の使用に係る許可その他この条例を施行するために必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

別表第1 (第7条関係)

(令元条例6・全改)

施設使用料

区分	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
----	-----------------	--------------	--------------------	--------------	-----------------	-----------------

			で			
多目的ホール	4,700円	5,300円	5,300円	9,000円	10,600円	15,300円
小会議室 1	400円	450円	450円	850円	900円	1,300円
小会議室 2	400円	450円	450円	850円	900円	1,300円
会議室 1	600円	700円	700円	1,300円	1,400円	2,000円
会議室 2	600円	700円	700円	1,300円	1,400円	2,000円
会議室 3	1,100円	1,200円	1,200円	2,300円	2,400円	3,500円
会議室 4	600円	700円	700円	1,300円	1,400円	2,000円
会議室 5	600円	700円	700円	1,300円	1,400円	2,000円
会議室 6	700円	800円	800円	1,500円	1,600円	2,300円
会議室 7	700円	800円	800円	1,500円	1,600円	2,300円

別表第 2（第 7 条関係）

（令元条例 6 ・ 一部改正）

スタジオ使用料

区分	午前 9 時から 午前 11 時 30 分 まで	午前 11 時 30 分 から午後 2 時 まで	午後 2 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 4 時 30 分 から午後 7 時 まで	午後 7 時から 午後 9 時 30 分 まで
スタジオ	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円

（備考）

- 1 使用者が入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。ただし、当該額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。（以下同じ。）
- 2 入場料とは、入場料、会費、その他名称にかかわらず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 3 使用者が営利目的のために使用する使用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額に100分の300を乗じて得た額とする。
- 4 小諸市内に住所を有する者、小諸市内の事業所に勤務する者若しくは小諸市内の学校に在学する者（以下「市民」という。）以外のもの又は市民を含む団

体以外のものが使用する場合の使用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。

5 満19歳未満の市民又は満19歳未満の市民を含む満19歳未満の者のみで構成する団体が使用する場合のスタジオの使用料は、この表の区分に従い、当該区分に定める額に100分の15を乗じて得た額とする。ただし、満19歳に達する日の属する年度の末日までは、満19歳未満とみなす。（以下次項において同じ。）

6 市民以外の満19歳未満の者又は市民以外の満19歳未満の者のみで構成する団体が使用する場合のスタジオ使用料は、この表の区分に従い、当該区分に定める額に100分の30を乗じて得た額とする。

別表第3（第7条関係）

（令元条例6・全改）

備品器具使用料

区分		単位	1区分当たりの使用料
舞台設備	演台（花台付）	1式	200円
	パネルボード（脚含む）	1枚	100円
	ピアノ（ヤマハ）	1台	1,500円
	平台	1台	200円
	音響反射板	1式	1,000円
照明設備	サスペンションライト	1式	3,000円
	シーリングライト		
音響設備	ホール音響設備	1式	1,500円
	移動用レクチャーアンプ	1式	700円
	移動式ワイヤレスマイクセット	1式	400円
映像設備	ホールプロジェクター	1台	1,000円
	ノートパソコン	1台	500円
	移動式スクリーン	1台	200円
	移動式プロジェクター	1台	300円
	移動式テレビ	1式	500円
電気	コンセント	1口	100円

その他	大判プリンタ (A0 幅) 白黒	10cm	100円
	大判プリンタ (A0 幅) カラー	10cm	250円

(備考)

- 1 大判プリンタには印刷用紙を含み、両面印刷の場合、片面を1枚とする。
- 2 大判プリンタの使用料は10cm単位とし、10cm未満の端数は切り捨てる。